

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時45分)

受付番号第2号、吉田功君の一般質問を許します。登壇願います。

3 番 吉 田 受付番号第2号、質問議員、第3番 吉田功。件名、松田町の政策について。

要旨1、第2回松田町地域公共交通会議及び公共交通に関する意見交換会では、のるーと足柄の収支状況が年間で約6,360万円の支出超過と予想されていることが報告されました。一般社団法人足柄オンデマンドの会社の組織と経営状況について。また、のるーと足柄の運休期間の寄地域への交通手段について、さらに今後の松田町の地域公共交通対策についてどのようにお考えですか。

2、健康福祉センターの指定管理者選定において、社会福祉協議会及び関係団体の影響についてどのようにお考えですか。

よろしく願いいたします。

町 長 それでは、吉田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

松田町の地域公共交通を取り巻く課題や地理的な現状を踏まえ、令和3年度に最新技術を取り入れた新たな輸送手段について検討を行うための法的な会議体として、足柄広域モビリティサービス推進協議会を設置し、新たな交通施策に基づき、A I オンデマンドバスの導入について検討を始めました。

令和4年から5年度にかけて、町地域公共交通計画の策定を進めていたことから、町内の地域公共交通の在り方の中に、地区内ゾーン交通として位置づけ、既存バス路線の補完やタクシーとの連携など、両交通事業の中間に位置する乗り合い交通サービス事業として、町地域公共交通会議による協議・調整を踏まえ、一般社団法人足柄オンデマンドバスが令和5年4月に設立され、当法人が運営主体となり、A I オンデマンドバス事業の実証実験を行うこととなりました。

この実証実験につきましては、町から足柄オンデマンドに対し、令和5年度から準備を含めた3年間、内閣府の地方創生交付金を活用した実証実験として、町が当法人に運行経費の一部を委託費として負担し、実施しているところでございます。

それでは、1つ目の足柄オンデマンドの組織と経営状況について、お答えを

いたします。

組織体制につきましては、大学教授を理事長とし、各理事のほか事務局スタッフを含めて12名にて運営されております。車両の運行管理等につきましては、タクシーやバス会社に委託されているため、この12名には含まれておりません。

次に、法人の経営状況については、3年間の実証実験中は、町からの委託費を含めた上での収支を申し上げますと、令和5年度は実質6か月間の運行で、約2,900万円のマイナス、令和6年度は1年間で約3,500万円のマイナス、令和7年11月末までの状況といたしまして、現状約1,900万円のマイナスとなり、現在の運行体制で、年間行いますと約2,900万円のマイナスになることを見込んでいるということでございます。

補助金がなくなる令和8年度は、これまでと同様な運行方法及び管理体制による利用収入になると想定した場合、年間約6,000万円を超えるマイナスになることが見込まれております。

本事業の当初の目的は、行政からの新たな負担額なしの事業として成立させていくものでしたが、現状では利用者数、利用回数に対し、運行経費の負担が多く、非常に厳しい状況であるため、毎年提出される法人からの経営計画での収支改善策の遂行を期待しているところでもございます。

今後、地域のニーズに対応した公共交通サービスを実現するために協議し、合意形成を図る法的な会議体である町地域公共交通会議にて、3年間の実証実験の結果を踏まえて、町民の移動ニーズに合った最適な運行方法を模索していただきたいというふうにも考えています。

次に、運休期間の寄地域への交通手段については、現在、当法人から収支の改善及び運行方法の見直しについて申入れがありましたので、運行方法等の変更協議を進めていると伺っております。

この見直し案については、全ての車両内システムの変更や、各車両のラッピング改修などを行うため、国の機関や各町の交通会議との協議が調い次第、12月下旬から来年1月上旬までの20日間程度、運行システムを一時止める予定ですので、その間は、重要な交通機関でありますバスやタクシーなどを御利用い

ただくことになるとのことでございます。

次に、今後の「のるーと」の運行など、松田町の地域公共交通施策については、本年10月に行った意見交換会やアンケート調査の意見等を踏まえ、令和8年度の当町の公共交通施策や運行体制については、これから総合的に検証及び判断をし、松田町地域交通会議にて協議・調整をしておりますので、その協議内容等が整い次第、町民の皆様方に速やかに、運行体制や運行方法を御報告させていただきます。

最後になりますが、町といたしましては、地域公共交通の目的でもあります住民の足を守るため、町民の皆様最適な交通施策を整え、町の交通計画の基本理念「誰もが“笑顔”で行きたい所へ行けるまち松田」の達成を目指してまいります。また、「のるーと足柄」に関しましては、実証実験が終わり、その結果、一部の方だけに恩恵があり、また、ニーズが少ない事業を現状と同様に継続するほど松田町の財政状況に余裕がありませんので、限られた財源の中で、路線バスやタクシーの利用促進をはじめ、利用者の移動ニーズがカバーできない限定的なエリアにつきましては、今回の実証実験の結果を踏まえて、オンデマンド運行やライドシェアの導入などについても検討して、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。

町健康福祉センターは平成9年に開設され、その当時は、建物の管理を町社会福祉協議会へ業務委託として施設管理を行っていただいております。

その後、平成15年の法改正により指定管理制度が施行され同じ制度を松田町も導入したことから町社協が当該施設の指定管理者に指定された以後、これまで施設管理を行っていただいております。

指定管理期間は5年毎となり、現在の契約期間が令和8年3月31日に終了を迎えます。ここで、指定管理制度について申し上げます。指定管理制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営を、民間事業者を含む法人、その他の団体に包括的に委任するものです。また、主な目的は、多様化する住民利用者ニーズに対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウやアイデアを

活用し、住民サービスの向上と行政コストの削減を図ることを目的とされていることから、一般的に社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間団体のため、そもそも町社会福祉協議会に指定管理業者として、運営収入を得るための努力を求め、委託してきたこと自体が社協本来の目的に沿わない事業であります。よって、令和8年度からは、指定管理として事業運営を求めず、管理に関する業務委託とし、社会福祉協議会には本来の事業を展開してもらうことにより、子供から高齢者など町民サービスの向上を図っていただきたいと考えております。

現在、築28年を経過し、老朽化による影響が見え始めている健康福祉センターのリニューアルを考え、予算確保を含め調査・検討しているところでもあります。実際に工事を行う場合は、多少影響が出ることも予想されます。今後は、新たな指定管理者の募集に向けて要項等を見直し、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどの事業者においては、可能な限り影響が少なくなるように考えておりますので、今後の進捗状況を踏まえ、随時調整してまいります。

以上でございます。

3 番 吉 田      そもそも、この「のるーと」は発足時から利用者数や生産性を疑問視する意見が多くありました。しかし、実証実験として進められてきたようにお見受けできます。のるーと足柄の立ち上げ時に関与されてきた方々は、それぞれの事情はあると思いますが、最近お見受けしなくなりました。現在、運営に関わっている方は途中採用の方とも聞いておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

参事兼政策推進課長      まず、組織体制にしては法人ということで、その辺の法人の流れの中の届出は町のほうにはちょっとない状況がございます。ただし、途中に見られたということはどのような方かというのは私のほうは把握はしておりません。当初の方がいなくなったという話は聞いております。

以上です。

3 番 吉 田      この、のるーとの運営について、やはり当初、かなり町のほうでは関与し、いろいろな心配もございましたけれども、進めてきたことと思います。そのよ

うにも見受けられるんですが、結構運営については当初の頃から、1万円の経費に関して300円の売上げというような、そんなことで厳しいような状況、多いときでそれが600円ぐらいになったというような聞いておりますけれども、そのような中で、町はどのように事業に関与してきたのか、運営に関与してきたのか、特にA I オンデマンド実証実験の委託料としては2023年度は5,869万500円、2024年度は委託料として2,596万円、それでバスの購入料が1,218万4,700円などが投入されております。これだけを合わせておおむね大体1億円が投入されているわけですが、このよう状況の中で、町はどのように働きかけ指導等の関与をしてきたのかお伺いしたいと思います。

参事兼政策推進課長 まず、町の関与ということになります。町の関与もあるんですけども、まず、この事業を進めるに当たっては、町の地域公共交通会議の委員さんがおります。その中に吉田議員も入っております。そこが最終的に協議組織としてどのように運賃にするかと、そういうものを全て今回の運営、じゃあこういうふうに始動した方がいいんじゃないかとかそういう議論をする場なんですね。そうした上で、初めて国のほうに進達をできるというようなことがあります。もちろん、町がこの交通会議の事務局になっておりますので、その辺はしっかりこの運営体制についてどのように改善するかというのは、定期的に経営の法人のほうには依頼をしております。依頼だけでいろんな見直しもしてきました。改善も町民の声を聴いて、アンケートを取ったりやってきました。そうしたことは関与してございます。なので、そうしたことで、例えば令和6年12月に料金の見直しをし、あるいはエリアのほうの再度見直しをするとかそういうことも踏まえて、町の地域公共交通会議の中でこのようになりますけど、どうでしょうか皆さん、ということ吉田議員が入っている交通会議の中で議論をし、そして、それを承諾を得て国のほうに進達しているということもありますので、これは町も含めて皆さんと地域でそれぞれ協議をして進めているということがございますので、今現状がそのような形になっております。

以上です。

3番 吉 田 ありがとうございます。

私も自治会長の立場でその会議には入っておりますが、なかなかお見えになる方が途中で変わったり何かして、これはどういうふうな形で運営しているのかというのが会議に入っていて疑問に、ちょっと不思議に思うところでした。今は、一体誰が、これを責任を持って運営しているんだろう何ていうことをちょっと考えていたところでございます。

それでもう1つ、先ほどお答えいただきましたけれども、20日間ほどの運休期間があるんですが、ここについては、まるっきり、今のところ既存の交通機関にもう、お願いするということだけになっているんでしょうか。

参事兼政策推進課長　こちらにつきましては、地域公共交通会議の中でも周知をして、おおむね早めに周知をしてくださいということがございました。そこを受けて、その後のモビリティサービス推進協議会においても、この期間については一応、ちょっと長い休みになるんですけれども、このような形でシステム改修等があるのでちょっと休ませていただく、運休させていただきますということの承認を得て、今、国のほうにこの見直しがあるので、国のほうに今進達をしている状況です。また、これからやります各町の地域公共交通会議のメンバーが町に集まります。こういう形でやりますというのも再度承認を得た上で進めさせていただきますので、あくまでも広報誌等で示させていただいている20日間程度の予定ということで、今、周知をさせていただいているところでございますので、それはほかのサービスを使ってくれはなくて、なるべく多くの公共交通サービスの利用を促進するという観点で御協力をお願いしたいということで回答をさせていただきます。

以上です。

3番 吉 田　ありがとうございます。

特に寄地区についての朝と夕方の部分につきましては、そのところを、のる一とのほうで担っていた部分がございます。そういうことで、そこがちょっと運休ということになってしまうと、結構、寄の交通機関の足が厳しくなってしまうようなところもございます。そういう意味では、その辺の時刻についての対策というのは用意はされているんでしょうか。

参事兼政策推進課長　　そうですね、この運休につきましては、その対応ということは現状考えておりません。中で、短い期間であるけれども、御協力ということで町のほうは考えております。ただし、公共交通のA I オンデマンドをやってきました。3年間、実証実験で町からも委託金を払っています状況の中で、こういう結果になっているというのを町全体で認識した上で、これからの町の公共交通対策を考えていきたいということで、その対策の一つとして、先ほどライドシェアとかそういうものを含めて総合的に判断をして、やっぱり町の公共サービスの理念でありますものを含めて推進していきたいというふうに考えているところでございます。

　　以上です。

3番　吉　　田　　ありがとうございます。

　　それでは、今お話もありましたけれども、今後の対策というところで、補填するような意味で、社会福祉協議会ではこのような元気ツアー、買物ツアーの元気号などがございます。これは利用料金も1回につき300円ということで、これを聞いた方はいいと言われるんですけど、なかなか周知されていないようです。このようなものも、ちょっと積極的に町のほうで進めて、せっかく進めてやっていただけるわけですから、進めていただいて、こちらのほうで利用を深めてもらえるようなことがいいのではないかとも思います。また、福祉タクシー券などの拡大などの考えもございますでしょうか。その辺のところの見解を教えていただきたいと思います。

参事兼政策推進課長　　御質問ありがとうございます。

　　まず1つ目の買物、社会福祉協議会が自主的に行っている利用料金300円の状況も、私も把握をしております。例えば大井町のほうは、そこは無制限で年齢制限もなく、時間帯もということでやっておると聞いております。これは情報提供として福祉課をはじめ社会福祉協議会のほうにも提供しております。ただし、町からの負担ということになりますと、その財源のことがございます。先ほど、タクシー、バスの関係もあります。その財源をどうやって持ってくるのかというのがありますので、そうしたものをまず考えた上で町のほうは推進

していきたいというふうに考えています。

以上です。

3番 吉 田 ありがとうございます。

そうすると、やはりそういうところの財源というのもやっぱり考えていきたいと、それはよく理解できます。ただ、やっぱりこういうところで、厚くするというのも、いろんなものを建てたり何かするよりは、こちらのほうに持っていくというのも、かえって逆に安上がりということも考えられますので、その辺のところもちょっと財政を考えるときには考えていただければなと思っています。

参事兼政策推進課長 今の御質問に対してお答えします。

建物を建つとかそういうことがありましたが、町も先ほど申しました投資的なものについては、その後のことの資金計画などを考えながら進めている状況がありますので、そこを、何か建物が悪いみたいなのというふうなことではなく町のほうは推進しているということだけ御理解いただければと思います。

以上です。

3番 吉 田 ありがとうございます。

言葉足らずですみませんでした。ぜひ、その辺のところは考えていますので、御了解いただきたいと思います。全体的に、そんないろいろなこういうところも考えてもらえればなというような気持ちでお話をしました。

それから、今ここで、この事業については、6,000万円超の赤字も見込まれるなどというような話もこうやって出ていますけれども、この現在の赤字部分というのは誰が背負うのかと。もしこれでこの事業を終わりにするとか、またいろいろとこの先変化がありましたら、この赤字の部分は誰がどのように背負うのか教えていただければと思います。

参事兼政策推進課長 先ほど答弁にもございましたとおり、町のほうの最初の姿勢としましては、町の負担なしでの事業、AODさんからの計画策定がございまして、そこに町が委託金を出して3年間やりますよというものがありますので、いわゆる地方自治法では町が一般団体の債務を肩代わりすることはできませんので、そのた

めに今まで見直しをしたりとか、新たな財源を生むような方法とか、そういうところを関与してきたということがございまして、引き続きこの後につきましても、様々な展開をしてもらうのと、さらにサービス利用ですね、なぜ、この2回、3回乗ってみたいというような対策がどうなのかという対策対応を進めていかななくてはいけないという、私は思っている、法人さんには思っているところです。ほかの市町村で、犬山市というところがございます。同じような事業をやって、やっぱり相当な赤字を背負っているところがございます。そこがどう改善していったかという、やっぱりそのサービス、乗ってもらうため、2回、3回乗ってもらうためのサービス、例えばちょっと寄るところでゴミを、その人高齢者のために落とすであるとか、そういう支援とか、そういうサービスの向上をすることによってその赤字分はだんだん解消して、6年後にはもうそれがなくなったという事例もありますので、そういう形で、まず民間さん、法人さんの企業努力をこれから期待したいというふうには考えております。

以上です。

3番 吉 田 ありがとうございます。

それでは、今のところ今後の運用については見守っていくような感じでよろしいでしょうか。結構その辺も、かなり指導との関与をしていくのでしょうか。

参事兼政策推進課長 あくまでも経営の経営計画につきましては、定期的にうちのほうに出しもらうので、そこでの指導等はさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

3番 吉 田 ありがとうございます。

いろいろな厳しい運営の中で、ぜひ町の負担もなく、町民がうまく生活できるような方向性を進めていただけたらと思います。

それから2番目の質問で、健康福祉センターの指定管理の件なんですけれども、健康福祉センターの指定管理者の決定後に社会福祉協議会及び現在利用している関係団体は今まで同様に1階、2階を使うことができるのでしょうか。よろしくをお願いします。

福 祉 課 長 御質問ありがとうございます。吉田議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど町長の答弁でもありましたとおり、今健康福祉センターのほうのリニューアルというところで今検討しているところでございます。こちらはどのような工事という形が、今現在の段階で全体像ができていないということがありますので、その辺について、今実際どのような影響が出てくるかというところまでは、ちょっと出せていない状況ではございますので、質問にあるような、大丈夫なのかというのはちょっとこの時点ではお答えできない状況ではございます。

以上です。

3番 吉 田 ありがとうございます。

現在の状況は今までの状況の中で1階、2階につきましては、健康診断をはじめ、いろんな福祉団体がかなりいろんな利用状況としてはいっぱい、いっぱいの形で使っている状況です。ここが今までのように使えなくなるようになりますと、かなり団体のほうでは困りますし、また、逆にほかの場所に変えてもらって行くというのも、なかなかほかの場所を、そういう団体というのは場所を変えるということに結構負担がかかる場所もございます。ぜひ、その辺のところは、今使っているような状態を維持できるような形で進めていただけるようお願いして、質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、受付番号第2号、吉田功君の一般質問を終わります。